

TOPICS

「CONNECT↔」展を京都で開催

文化庁では、2020年度に引き続き、障害者週間にあわせて共生や障害に関わる展示やワークショップ等を行う「CONNECT↔」展を京都において開催した。

2020年度は、京都・岡崎公園に立地する美術館、劇場、図書館、動物園などの文化施設において実施した取組を、2021度は京都市内、さらに京都府域へと展開した。具体的には、身体感覚でアートを楽しむ展示・ワークショップや障害のある人の表現を多様な視点で紹介する展示会、障害のある人の「つくる」ことについてアーティストが様々な専門家にインタビューを行う映像展示、発達障害を扱ったドキュメンタリー映像視聴後のダンスワークショップなどの様々なプログラムを実施し、多様性や共生社会についてともに考える機会づくりとした。また、美術作家で舞台演出家のやなぎみわ氏、京都市立芸術大学学長で画家の赤松玉女氏、京都市京セラ美術館長で建築家の青木淳氏による鼎談を動画配信するなど、オンラインで参加できるプログラムも実施した。



インフォメーションボード
京都国立近代美術館



鼎談の動画配信
“生まれかわる美術館、大学、劇場から考える文化と共生”



展示風景 京都国立近代美術館
身体感覚で楽しむプログラム
「竹村京 Floating on the River」



展示風景 京都市京セラ美術館
「実はよく知らないんだよ。だから聞いてみようと思う。
(中原)」の声と手話による映像の展示

6. 福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援

(1) 福祉用具の普及

福祉用具の公的給付としては、補装具費の支給と日常生活用具の給付（貸与）がある。

補装具費の支給は、身体に障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るために、身体機能を補完又は代替するものとして、義肢、装具、車椅子、視覚障害者安全つえ、補聴器等の補装具の購入、借受け又は修理に要した費用の一部について公費を支給するものである。なお、2018年度より、購入を基本とする原則は維持した上で、障害のある人の利便に照らして「借受け」が適切と考えられる場合に限り、借受けに要した費用が補装具費の支給の対象となった。

日常生活用具の給付（貸与）は、日常生活を営むのに著しく支障のある障害のある人に対して、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、特殊マット、入浴補助用具等を給付又は貸与するものであり、地域生活支援事業の一事業として位置付けられ、実施主体である市町村が地域の障害のある人のニーズを勘案の上、柔軟な運用を行っている。

2013年度から、「障害者総合支援法」の対象となる難病患者等も、補装具費や日常生活用具給付等事業の対象となった。

なお、身体に障害のある人の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する一定の物品の譲渡等については、消費税は非課税とされている。

(2) 情報・相談体制の充実

福祉用具の情報については、公益財団法人テクノエイド協会において、福祉用具の製造・販売企業の情報や福祉用具の個別情報にかかるデータベース（福祉用具情報システム：TAIS）を構築しており、インターネットを通じてこれらの情報を提供している。（公益財団法人テクノエイド協会：<http://www.techno-aids.or.jp/>）

また、国立障害者リハビリテーションセンターでは、2018年度に、補装具を始めとする支援機器やその支給制度の普及等を目的として、障害のある人や身体障害者更生相談所等地方公共団体、医療従事者、補装具関係事業者等に向け、総合的な情報発信等を行うための取組を開始した。小児筋電義手の普及促進に向け、関係機関、関係者と連携し、「小児筋電義手専門職養成研修会」等を実施するとともに、ネットワーク構築の強化や情報の収集に努めている。

(3) 研究開発の推進

少子高齢化が進展する中、福祉用具に対するニーズは高まっており、利用者への十分な選択肢の提供や費用対効果等がより重要な課題となっている。このため、研究開発の推進、標準化や評価基盤の整備等、産業の基盤整備を進め、福祉用具産業の健全な発展を支援することを通じて、良質で安価な福祉用具の供給による利用者の利便性の向上を図っている。身体に障害のある人が使用する福祉機器の開発普及等については、真に役立つ福祉機器の開発・普及に繋がるよう、公益財団法人テクノエイド協会に委託して、「福祉用具ニーズ情報収集・提供システム」を運用し、福祉機器のニーズと技術シーズの適切な情報連携に努めている。

また、2010年度より「障害者自立支援機器等開発促進事業」において、障害のある人の要望を反映したテーマで募集を行い、各種専門職による評価体制と障害当事者の試験評価を組み込み、試作機器等を製品化するための開発費用の助成を行っている。

さらに、2014年度より、障害のある人の個別具体的なニーズを的確に反映した機器開発が促進されるよう、利用者と開発者が意見交換を行う場を設けるとともに、開発中の機器について、実

証実験の場を紹介すること等により、適切な価格で障害のある人が使いやすい機器の製品化・普及を図ることを目的として、「シーズ・ニーズマッチング強化事業」を実施している。

国立障害者リハビリテーションセンター研究所では「障害者の自立と社会参加ならびに生活の質の向上」のために、国立機関として、障害のある人に対する総合的リハビリテーション技術や、福祉機器等に関する研究開発及び評価法の研究開発のほか、制度検討の基礎となる研究を行っている。ロボット等の先進技術の応用に係る調査・技術開発等を通じて、障害者の新たな社会参加シーンの拡充を目指す研究に取り組んでいる。そのほか、脳波を利用して意思伝達や運動補助などを行うブレインマシン・インターフェース（BMI）研究の中で開発したリアルタイム脳信号解析技術を、ニューロフィードバックトレーニング（自らの脳活動等の変化を本人にリアルタイムで提示し、その活動を思い通りに変化させるトレーニング）に応用することで認知行動機能を調節する新しい認知リハビリテーション手法の研究開発にも取り組んでいる。また、各種認識技術を応用した重度運動機能障害者向けICT機器操作環境の構築に資する研究（障害者対策総合研究開発事業（国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED））、座席型モビリティ機器を使う重度肢体不自由者の為の12時間自動シーティング技術開発（科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（日本学術振興会））、筋骨格モデルを包含したスマート走行センシングによるシニアカーの安全評価基盤の創成（科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（日本学術振興会））などに取り組んでいる。

さらに、障害者の支援機器開発に携わる医療・福祉・工学分野の人材育成モデル構築に資する研究（厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業））、障害者のための自立支援機器開発を学ぶ人材育成プログラムの普及、技術革新を視野に入れた補装具の構造・機能要件策定のための研究（厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業））等を実施し、福祉用具の利活用や普及促進にも取り組んでいる。

1993年度より「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」（平成5年法律第38号）に基づいて、福祉用具の実用化開発事業を推進している。本事業では、障害のある人や高齢者、介護者の生活の質の向上を目的として優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発を行う民間企業等に対し、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）を通じて研究開発費用の助成を行っている。制度発足以来、2021年度までに237件のテーマを採択している。

障害のある人を含め誰にとっても、より安心・安全で、また識別・操作等もしやすく、快適な生活用品、生活基盤、システム等の開発を支援する観点から、個々の人間のレベルでの様々な行動を計測し、理解・蓄積することにより、人間と製品・環境の適合性を客観的に解析し、個々の人間の行動特性に製品・環境を適合させる基盤技術の研究開発を実施している。

課題解決型福祉用具実用化開発支援事業

〈2021年度新規採択テーマ〉

- ・3Dデータを活用した足部疾患対応インソールの設計と開発

スマートフォンを利用して、遠隔で3Dプリント硬性カスタムインソールを開発・提供している企業が、本開発では足の3Dデータを取得し、デジタル上で足型に合わせたインソール適合を実現し、全国の足部疾患等をもつ患者へ硬性インソールの提供を目指す。また、実証試験により、患者15-20人を対象としてデータ取得を行う予定。



資料：経済産業省

TOPICS

障害者自立支援機器等開発促進事業 ～開發助成とシーズ・ニーズマッチング交流会～

厚生労働省では、障害のある人の自立や社会参加を支援する機器の実用的製品化を促すため、「障害者自立支援機器等開発促進事業」を実施している。この事業では、支援機器の開発を行う企業等に対する開發助成のほか、支援機器に対する開發側のシーズ（技術）と障害のある人のニーズ（要望）とのマッチング交流会を行っている。

【支援機器の開発に対する助成採択例】

没入型VRによる視空間認知障害者のためのADL自立促進システムの開発

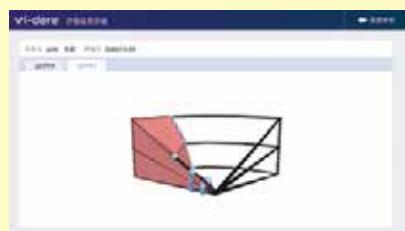
脳卒中後の合併症として代表的な半側空間無視により視空間認知障害を呈した障害当事者に対し、VR（Virtual Reality）技術を活用し三次元的かつ定量的に障害領域を特定する評価システムとADL（日常生活動作）の訓練システムを開発している。この開発により、従来は二次元的な紙面評価にとどまり、実際のADL場面での評価との間に生じていた乖離の解決が期待される。これにより実際のADL場面に則した障害領域において、訓練を実施することができADL障害の緩和が期待できる。



システムイメージ



ADL課題食事場面



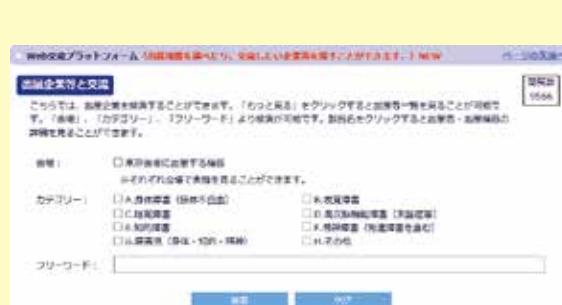
評価結果画面

【シーズ・ニーズマッチング交流会】

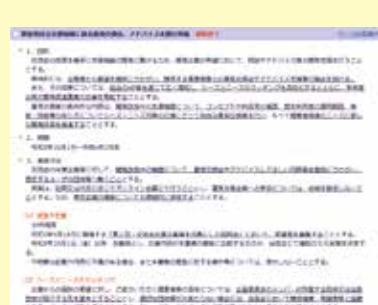
「シーズ・ニーズマッチング交流会」は2014年度から毎年開催されており、2021年度で8回目となる。開発に取り組む企業や研究者と、ニーズを持つ障害のある人やその支援者などが集まり、体験や交流を行うことで、ニーズを反映した支援機器の開発を促すことなどを目的にしている。2021年度は、遠隔地からでも交流会に参加できるよう、Web開催と会場開催のハイブリッド開催となった。Web開催では、2021年10月から2022年1月まで4か月に渡り毎月新しいコンテンツを定期配信した。その他、基調講演、関係各所との共催イベントについても開催した。



2021年度交流会のチラシ



Web開催交流プラットフォーム



意見交換会、アドバイス支援の実施

(4) 標準化の推進

より優れた福祉用具の開発・普及を推進するためには、安全性を含めた品質向上、互換性の確保による生産の合理化、購入者への適切な情報提供に資する観点から、客観的な評価方法・基準の策定と標準化が不可欠である。このため、図表4-17のとおり、2021年度までに日本産業規格（JIS）を活用した福祉用具の標準化を推進した。これにより、介護保険対象の主要な品目についてはおおむね標準化が進んだ。

一方、障害のある人や高齢者等日常生活に何らかの不便さを感じている人々にも使いやすい設計とするためのアクセシブルデザインの推進について、様々な分野で関心が高まっている。そのため、2021年度までに、「規格におけるアクセシビリティ配慮のための指針（JIS Z8071）」を始め、43規格が制定されるなど、各原案作成団体からのニーズに応じて、アクセシブルデザインに関するJIS開発が行われている。

特に包装分野においては、2021年度に、「包装－アクセシブルデザイン－第4部：取扱い及び操作性（JIS S0021-4）」を制定した。これにより、既に制定されている3つのJISを含め、包装のアクセシブルデザインに係る一連の規格開発が完了した。

また、国際規格作成への貢献も積極的に行っており、国際標準化機構（ISO）の福祉用具技術委員会（ISO/TC173）、義肢装具技術委員会（ISO/TC168）、人間工学技術委員会（ISO/TC159）、高齢社会技術委員会（ISO/TC314）及び包装技術委員会（ISO/TC122）に参加している。ISO/TC173/SC2（用語と分類）では幹事国を、TC173/SC7（アクセシブルデザイン）及びTC159/SC3（人体計測及び生体力学）では議長国及び幹事国を担っている。ISO/TC173では、歩行支援用具、座位変換形車椅子、体位変換用具等について、各国の意見調整、規格原案検討を進めている。

■ 図表 4-17 福祉用具JISの制定・改正・廃止状況

施策年度	施策内容
2008年度	移動・移乗支援用リフト関係5規格 (JIS T9241-1～5) 【制定】 車いす用可搬形スロープ (JIS T9207) 【制定】 在宅用電動介護用ベッド (JIS T9254) 【改正】
2009年度	入浴用製品3規格 (JIS T9257～9259) 【制定】 ハンドル形電動車椅子 (JIS T9208) 【制定】
2010年度	福祉用具一ポータブルトイレ (JIS T9261) 【制定】 福祉用具一和式洋式変換便座 (JIS T9262) 【制定】 福祉関連機器用語【支援機器部門】 (JIS T0102) 【改正】
2011年度	福祉用具一入浴用いす (JIS T9260) 【制定】 福祉用具一歩行補助具一歩行器 (JIS T9264) 【制定】 福祉用具一歩行補助具一エルボークラッチ (JIS T9266) 【制定】
2012年度	福祉用具一歩行補助具一歩行車 (JIS T9265) 【制定】 福祉用具一補高便座 (JIS T9268) 【制定】 福祉用具一ベッド用テーブル (JIS T9269) 【制定】
2015年度	福祉関連機器用語一義肢・装具部門 (JIS T0101) 【改正】 車いす用可搬形スロープ (JIS T9207) 【改正】 移動・移乗支援用リフト関係2規格 (JIS T9241-1,4) 【廃止】 移動・移乗支援用リフト関係3規格 (JIS T9241-2,3,5) 【改正】 移動・移乗支援用リフト関係2規格 (JIS T9241-6,7) 【制定】 福祉用具一車椅子用クッション (JIS T9271) 【制定】 福祉用具一車椅子用テーブル (JIS T9272) 【制定】 福祉用具一体位変換用具 (JIS T9275) 【制定】 在宅用電動介護用ベッド (JIS T9254) 【改正】
2016年度	在宅用床ずれ防止用具3規格 (JIS T9256-1,2,3) 【改正】 福祉用具一据置形手すり (JIS T9281) 【制定】 ハンドル形電動車椅子 (JIS T9208) 【改正】 在宅用電動介護用ベッド (JIS T9254) 【改正】 病院用ベッド (JIS T9205) 【改正】 手動車椅子 (JIS T9201) 【改正】 電動車椅子 (JIS T9203) 【改正】 福祉用具一歩行補助具一シルバーカー (JIS T9263) 【制定】
2017年度	福祉用具一固定形手すり (JIS T9282) 【制定】 福祉用具一留置形手すり (JIS T9283) 【制定】 電動6輪車椅子の試験方法 (JIS T9209) 【制定】
2019年度	福祉用具一歩行補助具一歩行車 (JIS T9265) 【改正】
2020年度	福祉用具一歩行補助具一多脚つえ (JIS T9267) 【制定】 馬乗り形電動車椅子一安全要求事項 (JIS T9210) 【制定】
2021年度	車椅子用可搬形スロープ (JIS T9207) 【改正】

資料：経済産業省

7. サービスの質の向上

(1) 障害福祉人材の待遇改善

障害福祉サービス等利用者の障害種別ごとの特性や重度化・高齢化に応じたきめ細かな支援が可能となるよう、障害特性に応じた専門性を持った人材の確保策を講じていく必要がある。

このため、2012年度の報酬改定において、「福祉・介護職員待遇改善加算」を創設し、2015年度の報酬改定において、職員1人当たり月額平均1.2万円相当の待遇改善を行ったことに加え、2016年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」等に基づき、2017年度の報酬改定において、競合他産業との賃金差がなくなるよう、職員のキャリアアップの仕組みを構築した事業所について職員1人当たり月額平均1万円相当の待遇改善を行ってきたところである。

また、2017年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」に基づき、2019年10月の報酬改定において、経験・技能のある職員に重点化しつつ、障害福祉人材の更なる待遇改善を行った。

さらに、2021年11月に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、2022年2月から9月までの間、収入を3%程度（月額平均0.9万円相当）引き上げるための措置を行うとともに、この措置が一時的なものとならないよう、2022年10月以降について臨時の報酬改定を行い、同様の措置を継続することを予定している。

第4章第1節 7. サービスの質の向上

／厚生労働省

TOPICS**共生社会等に関する基本理念等の普及啓発について**

厚生労働省では、2018年度から「共生社会等に関する基本理念等普及啓発事業」を実施している。

この事業は、2016年7月に神奈川県相模原市の障害者支援施設で発生した殺傷事件^(*)を踏まえ、「障害者基本法」及び「障害者総合支援法」の共通の目的である「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ため、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念」等について、障害福祉従事者等が改めて学び、それを実践につなげていくことを目的とした研修を実施している。

共生社会等に関する基本理念等の普及啓発に向けた広報のため、2021年度は「共生社会フォーラム」を全国4か所で開催した。このフォーラムは、誰でも参加できる一般向けプログラムと障害福祉従事者等を対象とした研修プログラムの2部構成となっている。

厚生労働省としては、障害福祉従事者等が、共生社会の理念を理解し、障害のある人やその家族の意思を尊重しながら必要な支援を行うことができるよう、今後も研修の実施等を進めていくこととしている。

※2016年7月26日未明、神奈川県相模原市の障害者支援施設「津久井やまゆり園」に元施設職員の男が侵入し、多数の入所者等を刃物で刺し、19人が死亡、26人が負傷した事件。



基調講演「心のバリアフリーから広まる可能性を信じて」(熊本会場)



基調講演「私達は何を大切にしてきたのか~いのちと意味~」(熊本会場)



グループワーク研修（中堅者）の様子（帯広会場）



グループワーク研修（学生・新任者）の様子（帯広会場）

(2) 第三者評価事業

利用者に質の高いサービスを提供する取組を継続的に行うための目安として、2000年6月に「障害者・児施設のサービス共通評価基準」を作成し、障害者・児施設等による自己評価を実施している。

第三者評価事業については、事業の更なる普及・定着を図るため、2004年5月に、福祉サービス共通の第三者評価基準ガイドライン、第三者評価事業推進体制等について示した指針を各都道府県に通知し、2018年3月に評価の質の向上と一層の受審促進が図られるよう見直した。これを受け、2020年3月には、障害者・児福祉サービス固有の状況を踏まえた評価が適切に実施されるよう、障害者・児福祉サービスに係る共通評価基準及び内容評価基準等についても、見直しを行っている。

(3) 障害福祉サービス等情報公表制度

障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。

このため、2016年の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正に伴い、施設や事業者が事業の内容等を都道府県知事へ報告し、報告を受けた都道府県知事がこれを公表する仕組みである「障害福祉サービス等情報公表制度」を創設し、2018年9月末より、独立行政法人福祉医療機構において、障害福祉サービス等事業所情報を公表している。

【独立行政法人福祉医療機構：<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/>】

8. 専門職種の養成・確保

(1) 福祉専門職

福祉専門職の養成確保については、「社会福祉法」（昭和26年法律第45号）に基づき、社会福祉事業等従事者に対する研修や無料職業紹介事業等を実施する都道府県福祉人材センター及び社会福祉関係職員の福利厚生の充実を図る福利厚生センターが設置されるなど、総合的な社会福祉事業等従事者確保の対策が進められている。

ア 社会福祉士、介護福祉士

身体上、精神上の障害等により日常生活を営むのに支障がある人に対して、専門的知識及び技術を持って福祉に関する相談援助を行う社会福祉士については、資格登録者数266,557人（2022年3月末）、専門的知識及び技術を持って心身の状況に応じた介護（喀痰吸引等を含む）や介護指導を行う介護福祉士については、資格登録者数1,819,097人（2022年3月末）を数えることとなった。

イ 精神保健福祉士

精神障害のある人の社会復帰に関する相談・援助を行う精神保健福祉士を国家資格化する「精神保健福祉士法」（平成9年法律第131号）が1997年12月に成立し、1998年4月から施行された。1998年以降、精神保健福祉士は着実に養成されており、資格登録者数は97,339人（2022年3月末）を数えることとなった。

■ 図表4-18 福祉専門職の資格登録者（2022年3月末）

社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士
266,557人	1,819,097人	97,339人

注：資格登録者の数は、公益財団法人社会福祉振興・試験センター調べ。

資料：厚生労働省

(2) リハビリテーション等従事者

高齢化の進展、疾病構造の変化等に伴い、リハビリテーション等の必要性、重要性が一層増してきている。そのため、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図っていくことが重要である。

ア 理学療法士、作業療法士

理学療法士及び作業療法士は、身体や精神に障害のある人々に対し、基本的動作能力・応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るための理学療法、作業療法を行う専門職である。2021年12月末現在の資格登録者数は、理学療法士は192,276人、作業療法士は104,465人となっている。

イ 視能訓練士、義肢装具士

視能訓練士は、両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行う専門職であり、義肢装具士は、義肢・装具の装着部位の採型並びに製作及び身体への適合を行う専門職である。2021年12月末現在の資格登録者数は、視能訓練士は17,749人、義肢装具士は5,844人となっている。

ウ 言語聴覚士

音声機能、言語機能及び聴覚に関するリハビリテーション等を行う言語聴覚士が1998年に国家資格化され、2021年12月末現在の資格登録者数は36,222人となっている。

エ 公認心理師

公認心理師は、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する人に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助等を行う専門職である。2021年12月末現在の資格登録者数は52,099人となっている。

■ 図表4-19 リハビリテーション等従事者の資格登録者（2021年12月末）

理学療法士	作業療法士	視能訓練士	義肢装具士	言語聴覚士	公認心理師
192,276人	104,465人	17,749人	5,844人	36,222人	52,099人

資料：厚生労働省

(3) 国立専門機関等の活用

国立障害者リハビリテーションセンター学院において、障害のある人のリハビリテーション・福祉に従事する専門職を養成する6学科を設置するとともに、現に従事している各種専門職に対して、知識・技術向上のための研修を実施している。

養成部門では、聴覚障害、音声機能障害、言語機能障害及び摂食嚥下障害のリハビリテーションを専門とする言語聴覚士を養成する言語聴覚学科、義肢装具の製作適合に従事する義肢装具士を養成する義肢装具学科、視覚障害のある人の生活訓練を専門とする技術者を養成する視覚障害学科、聴覚障害のある人のコミュニケーションにかかわる手話通訳士を養成する手話通訳学科、障害のある人々の健康づくりのための運動・スポーツ及び体育の指導を専門とする技術者を養成するリハビリテーション体育学科、医療・福祉・教育現場において、知的障害や発達障害のある児(者)の支援に携わる専門職を養成する児童指導員科(発達障害支援者養成)を設置している。

また、研修部門では、医療機関や地方公共団体、民間福祉施設などの専門職に対し、年間30を超えるリハビリテーション関連研修会及び知的障害・発達障害関連研修会を実施し、社会的ニーズに対応した人材、各専門職のリーダー等の指導的役割を担う人材を育成している。

このほか、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局において、地域ボランティアや住民を対象とした研修会や福祉教育の一環として教員や小中学生を対象に行われる障害のある人に対する正しい理解と知識や援助方法の習得を目的とした講習会等を行っている。